

滋賀県医学生修学資金貸与要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、医学を専攻する者で、将来県内の医療機関等で医師として従事しようとするものに対する修学資金（以下「資金」という。）の貸与について必要な事項を定め、県内における医師の充足に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病院

医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。

(2) 臨床研修

医師法（昭和23年法律第201号）第16条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。

(3) 専門研修

個別診療科に係る専門性に関する研修をいう。

(4) 大学

学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学をいう。

(5) 大学院

学校教育法第97条に規定する大学院をいう。

(貸与の対象者)

第 3 条 知事は、毎年度予算の範囲内において、大学の医学を履修する課程に在籍している学生（以下「医学生」という。）であって、県内の医療機関等で医師として従事することにより地域医療に貢献する意思を有する者に対し、その申請により資金を貸与することができる。ただし、新たに資金の貸与を受けることができる者は、入学初年度の医学生に限る。

2 他の地方公共団体等が実施する修学資金の貸与（特定の医療機関等での就業を返還免除の要件としているものに限る。）を受けている者については、前項の規定にかかわらず、資金の貸与は行わない。

(貸与の額等)

第4条 資金の貸与の額は、年額180万円とし、同一人に貸与する資金の総額は、1,080万円（入学初年度が2年次である者にあつては900万円、3年次である者にあつては720万円）を超えないものとする。

2 知事は、資金の貸与を受ける者が大学を卒業するまでの間、毎年度、当該年度に貸与すべき額を一括して貸与する。

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸与の契約を解除するものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) 学業の成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 資金の貸与を受ける者としてふさわしくない非行があつたとき。
- (7) 虚偽その他不正の方法により資金の貸与を受けたことが明らかとなつたとき。
- (8) その他資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸与の停止)

第6条 知事は、資金の貸与を受けている者が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、留年が決定した日の属する年度の翌年度に係る資金の貸与を行わないものとする。

2 知事は、資金の貸与を受けている者が年度の初日から末日まで休学し、または留学したときは、当該休学し、または留学した年度に係る資金の貸与を行わないものとする。

(返 還)

第7条 資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を合算する。）以内に、貸与を受けた資金の額に、貸与を受けた日の翌日から起算して当該各号に掲げる事由が生じた日までの期間（大学を卒業した日の翌日から医師法第2条に規定する医師の免許（以下「医師免許」という。）を取得した日の属する年度の3月31日までの期間（その期間が2年を超えるときは、2年間）および第9条第2項各号に該当する期間を除く。）の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えた額の総額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を一括して知事に返還しなければならない。ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。

- (1) 第5条の規定により、資金の貸与の契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から起算して2年を経過する日までに医師免許を取得しなかつたとき。

(3)第9条第1項の規定による返還の免除の要件に該当しないこととなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項各号に該当するときは、貸与した資金を返還すべき義務は、生じないものとする。ただし、同項第2号から第8号までに該当する期間を合計した期間が10年を超えるときまたは同項第5号および第6号に掲げる期間を通算した期間が4年を超えるときはこの限りでない。

(返還の猶予)

第8条 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)前条の規定により資金の返還の義務が生じた後、引き続き当該大学において医学を履修する課程に在籍しているとき。

(2)前条の規定により資金の返還の義務が生じた後、引き続き大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。

(3)前2号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、資金の返還の債務を免除するものとする。

(1)資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後、直ちに①県内の病院、②県内の診療所（総合診療の専門研修を受ける場合であって一般社団法人日本専門医機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設もしくは連携施設とされたものおよび近畿厚生局長が認可した在宅療養支援診療所に限る。）または③県内の行政機関（以下「返還免除対象施設」と総称する。）において、引き続き9年間（以下「県内従事期間」という。）診療業務等（臨床研修および専門研修ならびに行政機関における公衆衛生医師としての業務を含む。以下同じ。）に従事し、かつ、県内従事期間中継続して滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加したとき。ただし、臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、4年以上、返還免除対象施設（キャリア形成プログラムにおいてA群に分類される病院を除く。）において診療業務等に従事した場合に限る。

(2)県内従事期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため診療業務等を継続できなくなったとき。

2 資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は県内従事期間に算入しない。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する産前産後休業およびこれに相当する休業の取得期間である場合は、この限りでない。

(1)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業および介護休業ならびにこれらに相当する休業を取得しているとき。

(2)大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。ただし、返還免除対象施設で常勤医として診療業務等に従事しながら在籍している場合を除く。

- (3) 返還免除対象施設以外の医療機関等（海外の医療機関、研究所を含む。）で医療に関する研修（臨床研修を除く。）を受けているとき。
 - (4) 医療に関する研究のために海外へ留学しているとき。
 - (5) 返還免除対象施設以外の医療機関等で診療業務等に従事しているとき。ただし、医療に関する研修を受けている場合を除く。
 - (6) 臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年を超えて、キャリア形成プログラムにおいてA群に分類される病院で診療業務等に従事しているとき。
 - (7) 県内の病院の採用試験に不合格となり、県内で臨床研修を受けることができないため、やむを得ず県外の病院で臨床研修を受けているとき。
 - (8) 疾病、負傷その他の事由により診療業務等に従事していないとき。
- 3 知事は、資金の貸与を受けた者が、業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由により、資金を返還することが困難となったと認めるときは、県議会の議決を経て、対象債務の全部または一部を免除することができる。
- 4 県内従事期間の計算においては月数によるものとし、その計算に必要な事項は、細則で定める。

（延滞利子）

第10条 資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

（委 任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の年度が資金の貸与の初年度となるものに適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 滋賀県医学生修学資金貸与要綱（平成19年9月1日制定）
 - (2) 滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱（平成21年6月8日制定）
- 3 この要綱の施行の際、現に旧滋賀県医学生修学資金貸与要綱または旧滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱（以下「旧各貸与要綱」という。）の規定に基づき資金の貸与を受けている者に関しては、前項の規定にかかわらず、旧各貸与要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱の規定（第2条の改正規定ならびに第8条の改正規定（「5年」を「6年」に改める部分、「従事した」を「従事し、かつ義務年限の期間中継続して滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医

療支援センター)が別に定めるキャリア形成プログラムに参加した」に改める部分および「4年目以降」を「5年目以降」に改める部分に限る。)に限る。)は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用する。

- 2 この要綱の施行の際、現に、この要綱の制定に伴い廃止した旧滋賀県医学生修学資金貸与要綱(平成19年9月1日制定。以下「旧貸与要綱」という。)の規定に基づき資金の貸与を受けている者(平成26年3月25日に改正され、および施行された旧貸与要綱の規定の適用を受けている者に限る。)に係る義務年限内の業務従事(平成30年4月1日以降のものに限る。)については、旧貸与要綱第8条第1項第1号本文中「病院」とあるのは「病院(一般社団法人日本専門医機構(以下「機構」という。)が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあつては、機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設または連携施設とされた県内の診療所を含む。第2項において同じ。)」と、同号ただし書中「県内の病院のうち知事が指定する病院」とあるのは「県内の病院、医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された県内の病院または機構が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあつては機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設もしくは連携施設とされた県内の医療機関のうち知事が指定する医療機関」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者およびこの要綱の制定に伴い廃止した滋賀県医学生修学資金貸与要綱(平成19年9月1日制定)または滋賀県医学生(精神科)修学資金貸与要綱(平成21年6月8日制定)の規定に基づき資金の貸与を受けている者に係る義務年限の取扱いについては、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱第8条第2項から第4項までの規定を適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱(以下「改正要綱」という。)の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る資金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者(令和2年4月1日以降に新たに貸与を受けた者に限る。)が、別に定めるところにより改正要綱の適用を受けることにつき書面による同意をした場合は、当該者に係る資金について改正要綱の規定を適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱(以下

「改正要綱」という。)の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る資金について適用し、同日前に貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度における第3条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「入学初年度」とあるのは「1年次から3年次まで」と読み替えるものとする。この場合において、3年次の医学生に資金を貸与するときは、改正前の第4条第1項ならびに第9条第1項および第2項の規定を適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、同日以後新たに資金の貸与を受ける者について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に資金の貸与を受けていた者にかかる県内従事期間の算入に関しては、改正要綱第9条第2項ただし書および同項第1号の規定は、令和8年4月1日以後にこれらの規定に該当する期間に適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。